

商標審査基準改訂案

商標法4条1項1号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由） 二、第4条第1項第1号</p> <p>一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p> <p>1. 「国旗」について 「国旗」とは、日章旗をいう（国旗及び国歌に関する法律（平成11年8月13日法律第127号）第1条）。</p> <p>2. 「菊花紋章」について 「菊花紋章」とは、菊花の紋章で花卉の数が16枚からなる我が国の皇室の紋章をいう。</p> <p>3. 「勲章、褒章」について 「勲章、褒章」とは、いずれも我が国のものであって、かつ、査定時において現に存在するものに限る。 (1) 主な「勲章」の例（出典：内閣府賞勲局）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>大勲位菊花章</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>桐花大綬章</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旭日章</p> </div> </div>	<p>第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由） 二、第4条第1項第1号</p> <p>一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1. 「勲章、褒章又は外国の国旗」は、現に存在するものに限るものとする。また「外国」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国をも含むものとする。</p>



瑞宝章



文化勲章



宝冠章

(2) 主な「褒章」の例（出典：内閣府賞勲局）



紅綬褒章



緑綬褒章



黄綬褒章



紫綬褒章



藍綬褒章



紺綬褒章

4. 「外国の国旗」について

「外国の国旗」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国の国旗をも含む。

また、査定時において現に存在する国に限るものとする。

(第4条第1項第7号へ移行)

5. 「同一又は類似の商標」について

(1) 本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国旗等と紛らわしいか否かにより判断する。

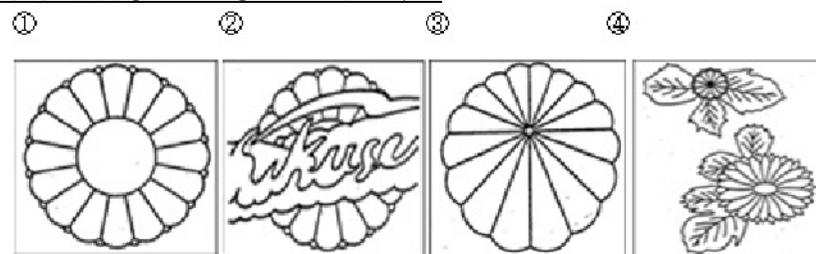
例えば、出願商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 「菊花紋章」の判断の例

上記(1)に加え、出願商標が、菊花を表し、その花卉の数が12以上24以下で表示されている場合は、「菊花紋章」に類似するものと判断する。ただし、出願商標が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- ② 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- ③ 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- ④ 菊花の形状が明らかに紋章を形成せず、かつ、生花を表したと認められるもの

(例) 上記①ないし④に該当する標章



6. 色彩を組み合わせてなる商標について

色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号に該当するものと判断する。

2. 商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するときは、国旗又は外国の国旗に類似するものとする。国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。

3. 菊花の紋章でその花卉の数が12以上24以下のもの及び商標の一部に菊花紋章又は上記の菊花の紋章を顕著に有するものは、原則として、菊花紋章に類似するものとする。ただし、次のものは、この限りでない。

- (1) 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- (2) 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- (3) 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- (4) 菊花の形状が確然と紋章を形成せず、かつ、生花を模倣したと認められるもの

(新設)

4. 色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）</p> <p>ニ パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p> <p>三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの</p> <p>五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p> <p>1. 「経済産業大臣が指定するもの」について <u>「経済産業大臣が指定するもの」は、いずれも、官報に経済産業省告示として、告示番号や告示日と共に掲載されているものである。</u> <u>例えば、以下のものがある。</u></p>	<p>三、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）</p> <p>ニ パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p> <p>三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの</p> <p>五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p> <p>1. 下記例示は、「経済産業大臣が指定するもの」であり、これらは官報に掲載されている。</p>

(2)第3号

(例1) 国際連合の標章

(通商産業省告示平成6年第253号 平成6年4月26日告示)



(例2) 世界知的所有権機関の標章

(通商産業省告示平成6年第275号 平成6年4月26日告示)



(3)第5号

(例1) マレーシアの監督用又は証明用の印章又は記号

(経済産業省告示平成26年第196号 平成26年9月26日告示)

商品又は役務：輸送，食肉，魚 等)

第3号関係：



第5号関係：



白 黒

(例2) 大韓民国の監督用又は証明用の印章
 (経済産業省告示平成26年第241号 平成26年12月12日告示
 商品又は役務：木材製品)



黒



○ブラジル連邦共和国政府が用いる印
 章指定 [昭和五十七年十一月三十一日]
 一、この章は、ブラジル連邦共和国政府の許可を受けて、ブラジル連邦共和国の産物(コーヒー豆)の輸入に際して、ブラジル連邦共和国政府の承認を得た輸入業者が、この章を付して輸入することができる。

2. 第2号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体が国の紋章等と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国の紋章等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

3. 第3号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国際機関の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国際機関を表示する標章と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国際機関を表示する標章を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 本号イにいう「需要者の間に広く認識されている」について

(ア) 需要者の範囲は、最終需要者まで広く認識されている場合のみならず、取引者の間に広く認識されている場合を含む。

(イ) 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断における考慮事由及び証拠方法は、この基準第2（第3条第2項）の2. (2) 及び (3) を準用する。

(新設)

2. 第3号における「類似」の判断は、当該国際機関等の権威を損じ、尊厳を害するような商標を一私人に独占させることを防止するという目的に照らし、同機関等を表示する標章と相紛らわしいか否かを考慮するものとする。

3. 第3号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終需要者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含む。

4. (1) 第3号イでいう「需要者の間に広く認識されている商標」については、例えば次の事実を総合勘案して判断する。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
 - ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
 - ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
 - ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
 - ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
 - ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果
- (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。
- ① 広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）
 - ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
 - ③ 商標が使用されていることを明示する写真又は動画
 - ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書

(3) 本号イにいう「需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するもの」について

本号イにおける類否の判断は、需要者の間に広く認識されているために、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標を本号の適用対象から除外し、当該商標を保護するという観点から、当該商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。

(4) 「国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について

「誤認を生ずるおそれがない」か否かの判断については、国際機関が行う役務と出願商標の指定商品又は指定役務との関連性を勘案して判断する。

(例) 本号ロに該当する場合

国際機関が行っている役務が食品関係であるのに対し、出願商標の指定商品が自動車である場合。

4. 第5号について

(1) 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、商品の品質又は役務の質の誤認防止及び監督・証明官庁の権威の保持の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に国の監督用の印章等と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

(2) 「同一又は類似の商品又は役務」について

商品又は役務の類否の判断については、この基準第3の十（第4条第1項第11号）11. (1)から(3)を準用する。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事

⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書
ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

（新設）

5. 第3号ロについては、国際機関が行う役務と出願に係る第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務（以下「指定商品又は指定役務」という。）との関連性を勘案して判断する。

第3号ロに該当する例：

- 国際機関が行う役務が食品関係
- 出願に係る指定商品が自動車

（新設）

（新設）

商標法4条1項4号

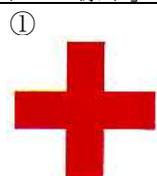
商標審査基準改訂案

四、第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の「標章」及び「名称」について

(1) 「標章」は次のとおりである。



(白地に赤十字)



(白地に赤新月)



(白地に赤のライオン及び太陽)

(2) 「名称」は次のとおりである。

① 「赤十字」

② 「ジュネーブ十字」

③ 「赤新月」

④ 「赤のライオン及び太陽」

2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章のひな型は次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

現行の商標審査基準

四、第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章は次のとおりである。

(1)



(白地に赤十字)

(2)



(白地に赤新月)

(3)



(白地に赤のライオン及び太陽)

2. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の名称は次のとおりである。

(1) 「赤十字」

(2) 「ジュネーブ十字」

(3) 「赤新月」

(4) 「赤のライオン及び太陽」

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形の標章であり、ひな型は次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

3. 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、赤十字の尊厳を保持する等の公益保護の観点から、商標全体がこれら赤十字の標章等と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に上記の1. 又は2. の標章又は名称を顕著に有する場合は、本号に該当するものと判断する。

4. 上記の1. ないし3. の標章又は名称を商標の一部に顕著に有する場合は、本号の規定に該当するものとする。

商標法4条1項7号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 284 674 309">六、第4条第1項第7号（公序良俗違反）</p> <div data-bbox="192 316 1115 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 336 846 362">公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="181 424 1122 485">1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、例えば、以下(1)から(5)に該当する場合をいう。</p> <p data-bbox="215 632 1122 730">(1) <u>商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合。</u> なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものに該当するか否かは、特に、<u>構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。</u></p> <p data-bbox="215 911 1122 1010">(2) <u>商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合。</u></p> <p data-bbox="215 1046 1032 1072">(3) <u>他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合。</u></p> <p data-bbox="215 1118 1122 1179">(4) <u>特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合。</u></p> <p data-bbox="215 1225 1122 1323">(5) <u>当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合。</u></p>	<p data-bbox="1144 284 1637 309">六、第4条第1項第7号（公序良俗違反）</p> <div data-bbox="1155 316 2078 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1193 336 1809 362">公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="1144 424 2085 624">1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合並びに商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。</p> <p data-bbox="1178 727 2085 860">なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音」に該当するか否かは、特にその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1031 2085 1129">2. 他の法律によって、その使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標は、本号の規定に該当するものとする。</p> <p data-bbox="1178 1230 1256 1256">(新設)</p>

<p>2. 本号に該当する例</p> <p>① 「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>② 「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。</p> <p>③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうと判断される出願の場合。</p> <p>④ 国旗（外国のものを含む）の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。</p> <p>⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。</p> <p>⑥ 音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。</p>	<p>(新設)</p> <p>※「第4条第1項第1号2.」から移設。 「国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。」</p> <p>(例) 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。</p> <p>(例) 音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。</p>
--	---

商標法4条1項8号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 363 1115 395">七、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）</p> <p data-bbox="181 400 1115 501">他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）</p> <p data-bbox="181 539 1115 639">1. 「他人」について 「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、<u>自然人（外国人を含む）、法人のみならず、権利能力なき社団を含む。</u></p> <p data-bbox="181 678 1115 884">2. 「略称」について (1) <u>法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。</u> (2) <u>外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。</u></p> <p data-bbox="181 922 1115 1091">3. 「著名な」略称等について <u>「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称（以下「略称等」という。）に該当するか否かの判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは要しない。</u></p> <p data-bbox="181 1096 1115 1265"><u>「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称（以下、「略称等」という。）に該当するかは、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることはせずに、略称等が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断する。</u></p> <p data-bbox="181 1270 1115 1398">4. 「含む」について 他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。</p>	<p data-bbox="1144 363 2078 395">七、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）</p> <p data-bbox="1144 400 2078 501">他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）</p> <p data-bbox="1144 539 2078 603">1. 本号でいう「他人」とは、現存する者とし、また、外国人を含むものとする。</p> <p data-bbox="1144 678 2078 710">(新設)</p> <p data-bbox="1144 959 2078 1023">3. 本号でいう「著名」の程度の判断については、商品又は役務との関係を考慮するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1342 2078 1374">(新設)</p>

<p><u>(例) 商標「TOSHIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。</u></p> <p><u>5. 自己の氏名等に係る商標について</u> <u>自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称にも該当する場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。</u></p> <p>6. 他人の承諾について 「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。</p>	<p>2. 自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要するものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---

商標法4条1項9号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 408 1115 435">八、第4条第1項第9号（博覧会の賞）</p> <div data-bbox="192 440 1115 612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="181 651 465 678">1. 「博覧会」について</p> <p data-bbox="181 683 1126 783">「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したのものも含む。</p> <p data-bbox="181 821 864 849">2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について</p> <p data-bbox="181 853 1126 922">「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号（下記参照）において示されており、これに適合するか否かにより判断する。</p> <p data-bbox="208 960 757 987">平成24年特許庁告示第6号（要件部分抜粋）</p> <p data-bbox="208 992 1126 1093">「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。</p> <p data-bbox="208 1098 1126 1198">二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。</p> <p data-bbox="208 1203 1126 1272">三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これらに準ずるものであること。」</p> <p data-bbox="208 1305 465 1332">(1) 上記一について</p> <p data-bbox="208 1337 1126 1406">博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術品</p>	<p data-bbox="1149 408 2080 435">八、第4条第1項第9号（博覧会の賞）</p> <div data-bbox="1160 440 2083 612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="1149 651 1747 678">1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。</p> <p data-bbox="1149 812 2092 1158">2. 本号でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成24年特許庁告示第6号）に適合するかどうかにより判断するものとする。</p> <p data-bbox="1149 916 2092 984">(1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。</p> <p data-bbox="1149 989 2092 1090">(2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。</p> <p data-bbox="1149 1094 2092 1163">(3) 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。</p> <p data-bbox="1149 1321 1240 1348">(新設)</p>

等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(2) 上記二について

例えば、以下(ア)から(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(ア) 「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数が極めて少ない場合、(ii)開催地が交通不便な地域である場合、あるいは(iii)交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であって季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。

(イ) 「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、開設の目的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i)博覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び(ii)開設会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。

なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には当たらないものとする。

(ウ) 「出品者数」、「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆への公開及び展示に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。

3. 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、博覧会で与えられる賞の權威の維持及び商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

4. 「その賞を受けた者」について

「その賞を受けた者」には、賞を受けた者の営業又は事業の承継人を含む。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。

(新設)

3. 本号でいう「その賞を受けた者」には、その者の営業の承継人を含むものとする。

(新設)

商標法4条1項10号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="183 284 728 308">九、第4条第1項第10号（他人の周知商標）</p> <div data-bbox="197 316 1115 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="197 316 1115 419">他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="183 459 1122 523">1. 「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」について</p> <p data-bbox="212 563 555 587">(1) 需要者の認識について</p> <p data-bbox="250 595 1122 730">「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。</p> <p data-bbox="212 770 555 794">(2) 周知性の判断について</p> <p data-bbox="250 802 1122 906">「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断に当たっては、この基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。なお、例えば、以下のような事情については十分に考慮して判断する。</p> <p data-bbox="266 946 795 970">(7) 取引形態が特殊な商品又は役務の場合</p> <p data-bbox="282 978 1122 1082">例えば、「医療用医薬品」、「医薬品の試験・検査若しくは研究」については、特定の市場においてのみ流通する商品又は提供される役務であること。</p> <p data-bbox="266 1121 846 1145">(4) 主として外国で使用されている商標の場合</p> <p data-bbox="282 1153 1122 1257">主として外国で使用されている商標については、外国において周知であること、数カ国に商品が輸出されること、又は数カ国で役務の提供が行われていること。</p> <p data-bbox="183 1297 918 1321">2. 「需要者の間に広く認識されている商標」の認定について</p> <p data-bbox="183 1329 1122 1388">審決、異議決定又は判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標は、その認定された事実について十分に考慮して判断する。</p>	<p data-bbox="1144 284 1688 308">九、第4条第1項第10号（他人の周知商標）</p> <div data-bbox="1158 316 2076 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1158 316 2076 419">他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1158 563 2083 699">1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。</p> <p data-bbox="1158 770 2083 834">3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の2. (2)及び(3)を準用する。</p> <p data-bbox="1158 874 2083 1042">5. 取引形態が特殊な商品又は役務（例えば、医療用医薬品のように特定の市場で流通する商品、又は医薬品の試験・検査若しくは研究のように限定された市場においてのみ提供される役務）に係る商標についての上記3. の立証方法及びそれに基づく周知性の認定については、特に当該商品又は役務の取引の実情を充分考慮するものとする。</p> <p data-bbox="1158 1082 2083 1217">6. 外国の商標の我が国内における周知性の認定にあたっては、当該商標について外国で周知なこと、数カ国に商品が輸出されていること又は数カ国で役務の提供が行われていることを証する資料の提出があったときは、当該資料を充分勘案するものとする。</p> <p data-bbox="1158 1257 2083 1393">7. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決若しくは判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標（注1）については、その登録又は認定に従い需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うものとする。</p>

3. 「類似する商標」について

(1) 本号における商標の類否の判断については、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の1. から10. を準用する。

(2) 「需要者の間に広く認識されている」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、その未登録商標と類似するものと判断する。

ただし、その未登録商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く。

(例) 該当例は、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の4.(2)(ア)

②と同様である。

4. 判断時期について

本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。

5. 商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について

この基準第3の十(第4条第1項第11号)の11.(4)を準用する。

(注1) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)における「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。

(参考) その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。

(新設)

4. 本号でいう「需要者の間に広く認識された」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その未登録商標と類似するものとする。

ただし、その未登録商標の部分が既成の語の一部となっているものその他著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなものを除く。

(例) 該当例は、この基準第3の十(第4条第1項第11号)の6.(6)と同様である。

2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。

(新設)

商標法4条1項12号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 323 1115 352">十一、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）</p> <div data-bbox="192 357 1104 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 357 1104 459">他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="181 499 1115 563">1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（縮尺のみ異なるものを含む。）に限る。</p> <p data-bbox="181 568 1115 632">なお、本号の規定に該当しないと判断される場合でも、第4条第1項第15号の規定に該当する<u>場合がある。</u></p>	<p data-bbox="1144 323 2078 352">十一、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）</p> <div data-bbox="1155 357 2063 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 357 2063 459">他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p> </div> <p data-bbox="1144 499 2078 770">1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（相似形を含む。）に限る。登録防護標章と類似の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務に使用するもの、又は、登録防護標章と同一の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であつて、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務と類似の商品又は役務に使用するものは、本号の規定に該当せず、第4条第1項第15号の規定に該当するものとする。</p>

商標法4条1項14号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>十二、第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）</p> <p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>1. 「類似の商標」について 本号における類否の判断は、品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占させないという観点から、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。</p> <p>2. 「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」について 出願に係る指定商品が、品種登録を受けたその品種の「種子類、苗、苗木」等、又はこれらに類似する商品若しくは役務の場合、「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」に該当するものと判断する。</p> <p>（例）その品種の種苗と同一と判断される場合 リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「リンゴの苗木」のとき。</p> <p>（例）その品種の種苗と類似と判断される場合 ① リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「ぶどうの苗木」のとき。 ② リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「ドライフラワー」のとき。</p> <p>2. 品種登録を受けた品種の名称について商標登録出願がされた場合について (1) 指定商品がその品種に係る収穫物、又は指定役務がその品種に係る収穫物を取扱商品とする小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）の場合は、商標法第3条第1項第3号に該当すると判断する。 (2) 指定商品がその品種に係る収穫物の加工品の場合は、指定商品との関係により、商標法第3条第1項第3号に該当するか否かを判断する。</p>	<p>十二、第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）</p> <p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(3) 指定役務がその品種に係る収穫物の加工品を取扱商品とする小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）の場合は、指定役務との関係により、商標法第3条第1項第6号に該当するか否かを判断する。

3. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録が存続期間の満了等により消滅した後は本号に該当せず、指定商品又は指定役務との関係により、商標法第3条第1項第1号、同項第3号又は同項第6号の規定に該当するか否かを判断する。

4. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記3.と同様に取り扱うものとする。

1. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする。

2. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記1.と同様に取り扱うものとする。

商標法4条1項15号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 352 1099 379">十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）</p> <div data-bbox="192 384 1111 453" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="192 384 1111 453">他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="181 491 1122 555">1. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」について</p> <p data-bbox="215 560 1122 730">(1) その他人の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合をもう。</p> <p data-bbox="264 775 584 802">(例) 本号に該当する場合</p> <p data-bbox="275 810 1122 1015">① 事業者甲が自己の業務に係る役務「ラーメンの提供」に商標「㊟」を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品「そばの麺」（役務「ラーメンの提供」とは非類似）に商標「㊟」を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</p> <p data-bbox="275 1086 1122 1361">② 事業者甲が自己の業務に係る商品「電気通信機械器具」に商標「JPO」を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品「おもちゃ」（商品「電気通信機械器具」とは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの）に商標「JPO」を使用したときに、その商品「おもちゃ」に接する需要者が、たとえ、甲の業務に係る商品であると認識しなくても甲の関連会社の業務に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</p>	<p data-bbox="1144 352 2063 379">十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）</p> <div data-bbox="1155 384 2074 453" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1155 384 2074 453">他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）</p> </div> <p data-bbox="1144 491 2085 730">1. 本号において「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合」とは、その他人の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合をもう。例えば、以下のような場合が挙げられる。</p> <p data-bbox="1178 802 2085 970">(2) 事業者甲が自己の業務に係る役務に商標㊟を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品（甲の業務に係る役務とは非類似）に商標㊟を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。</p> <p data-bbox="1178 978 2085 1042">(注) 上記(2)については、甲の業務が商品に係るものであり、また乙の業務が役務に係るものである場合にも同様に考えるものとする。</p> <p data-bbox="1178 1082 2085 1353">(1) 事業者甲が自己の業務に係る商品Gに商標を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品X（商品Gとは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないものであるとしても）に商標を使用したときに、その商品Xに接する需要者が、たとえ、甲の業務に係る商品であると認識しなくても、商品Xが甲の子会社等の関係にある事業者甲'の業務に係る商品であると誤認し（実際には存在しない甲'が出所として想定され）、商品の出所について混同する場合。</p>

(2) 考慮事由について

本号に該当するか否かは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断する。

- ① 出願商標とその他の標章との類似性の程度
- ② その他の標章の周知度
- ③ その他の標章が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ④ その他の標章がハウスマークであるか
- ⑤ 企業における多角経営の可能性
- ⑥ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ⑦ 商品等の需要者の共通性その他取引の実情

なお、②の周知度の判断に当たっては、この基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び(3)を準用し、また、必ずしも全国的に認識されていることを要しない。

(3) 外国において著名な標章について

外国において著名な標章が、我が国内の需要者によって広く認識されているときは、その事実を十分考慮して判断する。

2. 他人の著名な商標を一部に有する商標について

- (1) 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものなどを含め、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱うものとする。

(注) 上記(1)については役務についても同様に考えるものとし、甲及び乙の業務が役務に係る場合においては、「商品」の文字については「役務」と読み替え、また「商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの」とあるのは「役務の提供者、提供手段、目的、提供に関連する物品等との関連性を有しないもの」と読み替えるものとする。

2. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」であるか否かの判断にあたっては、
 - (イ) その他人の標章の周知度（広告、宣伝等の程度又は普及度）
 - (ロ) その他人の標章が創造標章であるかどうか
 - (ハ) その他人の標章がハウスマークであるかどうか
 - (ニ) 企業における多角経営の可能性
 - (ホ) 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性等を総合的に考慮するものとする。

なお、(イ)の判断に当たっては、周知度が必ずしも全国的であることを要しないものとする。

3. 2. (イ)に関する立証方法については、この商標審査基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び(3)を準用する。
6. 著名標章を引用して、商標登録出願を本号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な標章であることが商標登録出願の時に（第4条第3項参照）、我が国内の需要者によって認識されており（必ずしも最終消費者まで認識されていなくともよい。）、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。
5. 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものなどを含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して、取り扱うものとする。

ただし、その他人の著名な商標が既成語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) 本号に該当する場合

- ① 商品「被服」について出願商標「arenoma / アレノマ」と商品「カバン、バッグ」について著名な商標「renoma」「レノマ」
- ② 商品「おもちゃ」について、出願商標「パー・ソニー」、「パーソニー」又は「パーソニー」と商品「電気機械器具」について、著名な商標「ソニー」

(例) 本号に該当しない場合

商品「カメラ」について商標「POLAROID」と商品「化粧品」について著名な商標「POLA」

(解説) 指定商品又は指定役務との関係において混同を生ずるおそれがないと判断される。

(2) 他人の著名な商標を一部に有する商標における第4条第1項各号は、次のとおり取り扱うこととする。

① 第4条第1項第10号に該当すると判断する場合

他人の著名な未登録商標と類似であって、当該商標の使用に係る商品等と同一又は類似の商品等に使用すると認められるとき。

② 第4条第1項第11号に該当すると判断する場合

他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品等に使用すると認められるとき。

③ 第4条第1項第15号に該当すると判断する場合

他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品等が互いに類似しないと認められる場合において、商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるとき。

④ 第4条第1項第19号に該当すると判断する場合

他人の著名な商標と類似していても、商品等が互いに類似せず、かつ、商品等の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるとき。

ただし、その他人の著名な商標の部分が既成の語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) ① 混同を生ずるおそれのある商標の例

被服について「arenoma / アレノマ」と「renoma」「レノマ」(カバン、バッグ等)

おもちゃについて「パー・ソニー」、「パーソニー」又は「パーソニー」と「ソニー」(電気機械器具)

② 混同を生ずるおそれのない商標の例

カメラについて「POLAROID」と「POLA」(化粧品)

4. 他人の著名な商標を一部に有する商標については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) それが他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務に使用すると認められる場合は、第4条第1項第11号の規定に該当するものとする。

(2) それが他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品若しくは役務が互いに類似しないと認められる場合において、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) それが他人の著名な商標と類似していても、商品又は役務が互いに類似せず、かつ、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるときは、第4条第1項第19号の規定に該当するものとする。

<p>(1. (2) ⑦に記載)</p> <p><u>3. 建築物の形状を表示する立体商標について</u> <u>当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。</u></p> <p><u>4. 著名性の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決、異議決定若しくは判決で著名な商標と認定された商標（注）については、その登録又は認定に従い著名な商標と推認して取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(注) 「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」における「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。</u> <u>(参考) その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。</u></p>	<p>7. 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、取引の実情等個々の実態を充分考慮するものとする。</p> <p>8. 建築物の形状を表示する立体商標であって、当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国において広く認識されているものであるときは、本号の規定を適用するものとする。</p> <p>9. 著名性の認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7. を準用する。</p> <p>(新設)</p>
--	---

商標法4条1項16号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 352 797 379">十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認）</p> <div data-bbox="192 384 1117 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="230 403 927 430">商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="181 493 1122 555">1. 「商品の品質又は役務の質（以下本号において、「商品の品質等」という。）」について</p> <p data-bbox="219 563 1122 660">(1) 「商品の品質等」とは、商品若しくは役務の普通名称、商品若しくは役務について慣用されている商標又はこの基準第1の五（第3条第1項第3号）の1. にいう「商品又は役務の特徴等」が表す品質若しくは質をいう。</p> <p data-bbox="219 668 1122 764">(2) 商標構成中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合であっても、<u>全体として商品の品質等として認識できない場合には、商品の品質等を表さないと判断する。</u></p> <p data-bbox="208 1050 1122 1147">特に、<u>商標構成中に外国の国家名を有する場合には、既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合に限り、商品の品質等を表さないと判断する。</u></p>	<p data-bbox="1144 352 1760 379">十四、第4条第1項第16号（商品の品質等の誤認）</p> <div data-bbox="1155 384 2080 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1193 403 1890 430">商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p> </div> <p data-bbox="1155 493 1243 520">(新設)</p> <p data-bbox="1155 699 1243 726">(新設)</p> <p data-bbox="1155 799 2089 1070">3. 国家名・地名等を含む商標であって、それが指定商品又は指定役務との関係上、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国若しくは当該地以外の国若しくは地で生産・販売される商品について使用されるとき、又は当該国家又は当該地名等によって表される特質を持った内容の役務若しくは当該国・地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。</p> <p data-bbox="1171 1078 2089 1278">特に、外国の国家名を含む商標である場合には、その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は觀念上の繋がりがある場合（既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合を除く。）であっても、原則として、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものとして、本号の規定を適用するものとする。</p>

(例) 外国の国家名を有する場合①商品の品質等を表すと判断する場合商品「時計」について、商標「SWISSTEX」(解説) 既成語の一部ではないため、国家名としての「スイス連邦」を認識させる。②商品の品質等を表さないと判断する場合商品「薬剤」について、商標「コロシウム」(解説) 既成語の一部のため、国家名としての「ロシア連邦」を認識しない。2. 「誤認を生ずるおそれ」について(1) 「誤認を生ずるおそれ」とは、商標が表す商品の品質等を有する商品の製造、販売又は役務の提供が現実に行われていることは要せず、需要者がその商品の品質等を誤認する可能性がある場合をいう。(2) 「誤認を生ずるおそれ」の有無は、商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が関連しているか否か、及び商標が表す商品の品質等と指定商品又は指定役務が有する品質又は質が異なるか否かにより判断する。(例1) 本号に該当する場合商品「野菜」について、商標「JPOポテト」(解説) この場合、商標が表す商品の品質は、「普通名称としてのじゃがいも」であることから、指定商品「野菜」とは関連する商品であり、また、指定商品中「じゃがいも以外の野菜」が有する品質とは異なることから、本号に該当すると判断する。なお、指定商品「じゃがいも」と、商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでない。(例2) 本号に該当しない場合① 商品「自転車」について、商標「JPOポテト」(解説) この場合、商標が表す商品の品質である「普通名称としてのじゃがいも」とは関連しない指定商品「自転車」であることから、本号に該当しないと判断する。(例) 該当する例

「SWISSTEX」 指定商品 第14類 時計

<備考> 「SWISS」の文字は「スイス国」を認識させる。

該当しない例

「どどいつ」 指定商品 第11類 浴槽

<備考> 「どどいつ」の文字は「都々逸」を認識させる。

1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実に存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。

(新設)

② 商品「イギリス製の洋服」について、商標「JPOイギリス」
 (解説) この場合、商標が表す商品の品質である「生産地としてのイギリス」と指定商品が有する品質が一致していることから、本号に該当しないと判断する。

③ 役務「フランス料理の提供」について、商標「JPOフランス」
 (解説) この場合、商標が表す役務の質である「料理の内容としてのフランス」と指定役務が有する質が一致していることから、本号に該当しないと判断する。

(3) 商標中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合であっても、出願に係る商標が、出願人の店舗名、商号、屋号等を表すものとして需要者に広く認識され、かつ、需要者が商品の品質等を誤認するおそれがないと認められるときには、本号に該当しないと判断する。

3. 商標中に商品の品質等を保証するような文字、図形等がある場合

商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇グランプリ受賞」等の博覧会の賞等を受賞した文字・図形等がある場合に、当該博覧会等が4条1項9号の定める基準に該当しないときは、商品の品質等を表すものとして、博覧会の賞等を受賞した事実の立証を求め、立証されないときは、本号に該当すると判断する。

4. 地域団体商標について

地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質等の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号に該当すると判断する。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質等の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでない。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇(地域の名称)産の△△(商品名)」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇(地域の名称)における△△(役務名)」とする。

ただし、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでないものとする。

(イ) 被服に係る商品において、商標中に「イギリス」の文字を含み、指定商品が「イギリス製の洋服」の場合

(ロ) 飲食物の提供に係る役務において、商標中に「フランス」の文字を含み、指定役務が「フランス料理の提供」の場合

なお、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地・販売地又は役務の質を表す国家名、地名等の文字は、補正により削除することができるものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

(新設)

4. 商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇大臣賞受領」等商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等の標章があるときは、その事実の立証を求め、立証されないときは、第4条第1項第9号を理由として拒絶するものを除き、本号の規定を適用するものとする。

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇(地域の名称)産の△△(商品名)」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇(地域の名称)における△△(役務名)」とする。

③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。

④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

5. 本号に該当する場合の商標の補正について

商標の補正については、この基準第13（第16条の2及び第17条の2）の1. (2) (ア)及び(イ)参照。

（削除）

③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。

④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

5. 商標の付記的部分に「JIS」、「JAS」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字又は記号があるときは、これらの文字等が補正により削除されない限り本号の規定を適用するものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

2. 指定商品又は指定役務との関係上、品質又は質の誤認を生ずるおそれのある商品又は役務に対して拒絶理由の通知をした場合において、品質又は質の誤認を生じない商品又は役務に補正したときは、要旨を変更しない限り、その補正を認めるものとし、要旨を変更するときは、その補正を却下するものとする。

商標法4条1項17号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>十五、第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）</p> <p>日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの</p> <p>1. 「産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章」及び「産地を表示する標章」について</p> <p>産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、例えば、片仮名で表示した標章、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を含む。</p> <p>(例) 片仮名で表示した標章 「BORDEAUX」を「ボルドー」 「CHAMPAGNE」を「シャンパーニュ」 「琉球」を「リュウキュウ」</p> <p>(例) その他その翻訳と認められる文字で表示した標章 「BOURGOGNE」(仏語)を「BURGUNDY」(英語)</p> <p>2. 「有する」について</p> <p>産地の誤認混同の有無は問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとする。</p> <p>(例) 「有する」場合 商品「しょうちゅう」について、商標「琉球の光」 商品「ぶどう酒」について、商標「山梨産ボルドー風ワイン」 商品「ぶどう酒」について、商標「CHAMPAGNE style」</p>	<p>十五、第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）</p> <p>日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの</p> <p>1. 本号は、例えば、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、片仮名文字、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を有する場合も適用するものとする。</p> <p>(新設)</p>

3. 「ぶどう酒」及び「蒸留酒」について

本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

2. 本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

商標法4条1項18号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 280 1099 308">十六、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）</p> <div data-bbox="192 312 1111 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 312 1111 419">商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標</p> </div> <div data-bbox="192 456 1111 603" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="203 456 371 483">商標法施行令</p> <p data-bbox="203 488 1111 603">第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。</p> </div> <p data-bbox="181 643 584 670">1. 本号を適用する場合について</p> <p data-bbox="181 675 1122 847">商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。</p> <p data-bbox="181 919 719 946">2. 商品等が「当然に備える特徴」について</p> <p data-bbox="181 951 1122 1023">商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。</p> <p data-bbox="237 1027 517 1054">(1) 立体商標について</p> <p data-bbox="282 1059 1122 1126">(ア) 出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="282 1131 1122 1198">(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="237 1203 674 1230">(2) 色彩のみからなる商標について</p> <p data-bbox="259 1235 595 1262">次の(ア)及び(イ)を確認する。</p> <p data-bbox="282 1267 1122 1334">(ア) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="282 1339 1122 1366">(イ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみか</p>	<p data-bbox="1144 280 1839 308">十六、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）</p> <div data-bbox="1155 312 2074 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1155 312 2074 419">商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標</p> </div> <div data-bbox="1155 456 2074 603" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1167 456 1335 483">商標法施行令</p> <p data-bbox="1167 488 2074 603">第一条 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。</p> </div> <p data-bbox="1144 643 2085 847">1. 商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、原則として、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、審査において第4条第1項第18号を適用するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであるが、実質的には第3条第2項に該当すると認められる商標についてである。</p> <p data-bbox="1144 951 2085 1018">2. 商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)又は(3)を確認する。</p> <p data-bbox="1178 1023 1458 1050">(1) 立体商標について</p> <p data-bbox="1178 1054 2085 1121">(イ) 出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1126 2085 1193">(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1198 1615 1225">(2) 色彩のみからなる商標について</p> <p data-bbox="1178 1230 1514 1257">次の(イ)及び(ロ)を確認する。</p> <p data-bbox="1178 1262 2085 1329">(イ) 出願商標が、商品等から自然発生する色彩のみからなるものであること。</p> <p data-bbox="1178 1334 2085 1361">(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩のみからなる</p>

<p>らなるものであること。</p> <p>(3) 音商標について 次の(ア)及び(イ)を確認する。 <u>(ア)</u> 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。 <u>(イ)</u> 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。</p> <p>(4) 上記(1) <u>(イ)</u>、(2) <u>(イ)</u>又は(3) <u>(イ)</u>を確認するにあたっては、下記<u>(ア)</u>及び<u>(イ)</u>を考慮するものとする。 <u>(ア)</u> 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。 (例) ① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。 ② 人工的に付加された音であるか否か。 <u>(イ)</u> 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度(若しくはそれ以下)の費用で生産できるものであるか否か。</p>	<p>ものであること。</p> <p>(3) 音商標について 次の(イ)及び(ロ)を確認する。 (イ) 出願商標が、商品等から自然発生する音のみからなるものであること。 (ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音のみからなるものであること。</p> <p>(4) 上記(1) (ロ)、(2) (ロ)又は(3) (ロ)を確認するにあたっては、下記(イ)及び(ロ)を考慮するものとする。 (イ) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。 (例) ① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。 ② 人工的に付加された音であるか否か。 (ロ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度(若しくはそれ以下)の費用で生産できるものであるか否か。</p>
---	---

商標法4条1項19号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）</p> <p>他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>1. 「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標」について</p> <p>(1) 需要者の認識について <u>需要者の間に広く認識されているか否かの判断については、この基準第3九（第4条第1項第10号）の1. を準用する。</u></p> <p>(2) 外国における需要者の間に広く認識されている商標について <u>我が国以外の一の国において周知であることは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、商標が外国において周知であるときは、我が国における周知性は問わないものとする。</u></p> <p>2. 「同一又は類似の商標」について <u>「需要者の間に広く認識されている」他人の商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあつたものを含め、その他人の商標と類似するものと判断する。 ただし、その他人の商標が既成語の一部となつていることが明らかな場合等を除く。</u></p> <p>(例) 該当例は、この基準第3の十（第4条第1項第11号）の4. (2) (7) ②と同様である。</p>	<p>十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）</p> <p>他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>2. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含むものとする。</p> <p>6. 周知性の認定に当たっては、この基準第3の九（第4条第1項第10号）の7. を準用する。</p> <p>3. 本号でいう「外国における需要者の間に広く認識されている商標」は、当該国において周知なことは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、我が国における周知性も要しないものとする。</p> <p>(新設)</p>

3. 「不正の目的」について

(1) 考慮事由について

「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の①から⑥に示すような資料が存する場合には、当該事実を十分勘案するものとする。

- ① その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実
- ② その周知商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ③ その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実
- ④ その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実
- ⑤ 出願人から商標の買取りや代理店契約締結等の要求を受けている事実、又は出願人が外国の権利者の国内参入を阻止しようとしている事実
- ⑥ 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあること

(2) 不正の目的をもって使用するものと推認する場合

以下の①及び②の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知な商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであること。

4. 本号該当性の判断について

本号該当性については、周知度、商標の同一又は類似性の程度、不正の目的のそれぞれの判断要素を総合的に勘案して判断する。

(例) 本号に該当する場合

- ① 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願

4. 「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の(イ)ないし(ハ)に示すような資料が存する場合には、当該資料を充分勘案するものとする。

- (イ) その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実（使用時期、使用範囲、使用頻度等）を示す資料
- (ロ) その周知商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであることを示す資料
- (ハ) その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実を示す資料
- (ニ) その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実を示す資料
- (ホ) 出願人より、商標の買取り、代理店契約締結等の要求を受けている事実を示す資料
- (ヘ) 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあることを示す資料

5. 本号の適用に当たっては、①及び②の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

- ① 一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。
- ② その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること。

1. 例えば、次のような商標は、本号の規定に該当するものとする。

- (イ) 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取りの出願したも

したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。

- ② 日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を希釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。

の、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。

- (ロ) 日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれだけではなくても出所表示機能を希釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。

商標法4条3項

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準												
<p>十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）</p> <p>第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）</p> <p>第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>												
<p>1. 第4条第1項各号の判断時期について</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第7号、第9号、第11号、第12号、第14号、第16号又は第18号に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</p> <p>(2) 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならない。</p> <p>2. 国際商標登録出願等における「商標登録出願の時」について</p> <p>国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当するか否かの判断時期となる「商標登録出願の時」とは、以下のとおりとする。</p>	<p>3. 上記以外の第4条第1項各号の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</p> <p>1. 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならないものとする。</p> <p>2. 国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であるか否かの判断時期となる商標登録出願の時とは、以下のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 842 663 906">出 願</th> <th data-bbox="663 842 1126 906">判 断 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 906 663 970">国際商標登録出願</td> <td data-bbox="663 906 1126 970">国際登録の日又は事後指定の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 970 663 1351">第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願</td> <td data-bbox="663 970 1126 1351"> <p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出 願	判 断 時 期	国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 842 1626 906">出 願</th> <th data-bbox="1626 842 2069 906">判 断 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 906 1626 970">国際商標登録出願</td> <td data-bbox="1626 906 2069 970">国際登録の日又は事後指定の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 970 1626 1351">第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願</td> <td data-bbox="1626 970 2069 1351"> <p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p> </td> </tr> </tbody> </table>	出 願	判 断 時 期	国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>
出 願	判 断 時 期												
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日												
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>												
出 願	判 断 時 期												
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日												
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複してい</p>												

	る指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある		る指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある
第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）	国際登録の日又は事後指定の日	第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）	国際登録の日又は事後指定の日

商標法3条1項1号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）</p> <p>その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>3. 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について 品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二（第4条1項14号）の3. 参照。</p>	<p>三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）</p> <p>その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

商標法3条1項3号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p>五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）</p> <p>その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>3. 商品の「品質」、役務の「質」について</p> <p>(4) 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について 品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二（第4条1項14号）2. 及び3. 参照。</p> <p>(略)</p>	<p>五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）</p> <p>その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>(略)</p> <p>3. 商品の「品質」、役務の「質」について</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

商標法3条1項6号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 284 943 309">八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）</p> <div data-bbox="192 320 1115 389" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="197 323 1111 386">前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> </div> <p data-bbox="622 427 674 453" style="text-align: center;">（略）</p> <p data-bbox="185 496 741 521">6. 取扱商品の産地等を表示する商標について</p> <p data-bbox="212 528 1120 660">(1) 小売等役務に該当する役務において、商標が、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認識される場合は、本号に該当すると判断する。</p> <p data-bbox="197 700 976 726">(2) 本号に該当する場合の品種登録を受けた品種の名称について</p> <div data-bbox="244 732 1115 801" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="248 735 1111 798">品種登録を受けた品種の名称については、この基準第3の十二（第4条1項14号）2. 及び3. 参照。</p> </div> <p data-bbox="622 807 674 833" style="text-align: center;">（略）</p>	<p data-bbox="1144 284 1906 309">八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）</p> <div data-bbox="1155 320 2092 389" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1160 323 2087 386">前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> </div> <p data-bbox="1592 427 1644 453" style="text-align: center;">（略）</p> <p data-bbox="1149 496 1704 521">6. 取扱商品の産地等を表示する商標について</p> <p data-bbox="1144 528 2078 660">小売等役務に該当する役務において、商標が、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認識される場合は、本号に該当すると判断する。</p> <p data-bbox="1160 700 1238 726" style="text-align: center;">（新設）</p> <p data-bbox="1592 799 1644 825" style="text-align: center;">（略）</p>